

1	電気施設に関する技術基準を定める省令	287
2	電圧の種別等	287
3	低圧の電路の絶縁性能	287
4	過電流からの低圧幹線の保護措置	287
5	地絡に関する保護措置	287
6	電動機の過負荷保護	287
7	電気施設の技術基準の解釈	287
8	用語の定義	287
9	電線の接続法	288
10	低圧電路の断絶性能	289
11	接地工事の種類及び施設方法	289
12	工作物の金属体を利用した接地工事	290
13	高圧又は特別高圧と低圧との混触による危険事故防止	291
14	機械器具の金属性外箱等の接地	291
15	低圧電路に施設する過電流遮断器の性能等	292
16	過電流遮断器の施設の例外	293
17	地絡遮断装置の施設	293
18	電線路	294
19	低圧屋側線路の施設	294
20	地中電線路の施設	295
21	地中電線と地中電線等との接近または交差	297
22	屋内に施設する電線路	297
23	電気使用場所の施設及び小出力発電設備	298
24	電気使用場所の施設及び小出力発電に係る用語の定義	298
25	電路の対地電圧の制限	298
26	裸電線の使用制限	299
27	メタルラス張り等の木造造営物における施設	299
28	低圧電線に使用する電線	299
29	低電圧屋内電路の引き込み口における開閉器の施設	300
30	低圧幹線の施設	300
31	低圧分岐回路等の施設	301
32	配線器具の施設	302
33	電気機械器具の施設	302
34	電動機の過負荷保護装置の施設	303
35	低圧屋側線路の施設場所における工事の種類	303
36	がいし引き工事	303
37	合成樹脂管工事	304
38	金属管工事	304
39	金属可とう電線管工事	305
40	金属線ピ工事	305
41	金属ダクト工事	306
42	バスダクト工事	306
43	ケーブル工事	307
44	特殊な低圧屋内配線工事	308
45	低圧の屋側配線又は屋外配線の施設	309
46	低圧配線と弱電流電線又は管との接近又は交差	310
47	電球線の施設	310
48	移動電線の施設	311
49	特殊な配線等の施設	311
50	粉じんの多い場所の施設	312
51	可燃性ガス等の存在する場所の施設	313
52	危険物等の存在する場所の施設	314
53	小勢力回路の施設	314
54	出退勤表示回路の施設	315
55	特別低電圧照明回路の施設	316
56	放電灯の施設	316
57	ネオン放電灯の施設	318
58	水中放電灯の施設	319
59	電気事業法施行規則	320
60	電気工作物	320
61	一般電気工作物の調査	320

62	調査結果の記録等	321
63	電気用品安全法 重要条文抜粋	321
64	事業の届け出灯	321
65	事業の届け出	321
66	承継	321
67	変更の届け出	322
68	廃止の届け出	322
69	届け出事項に係る情報の提供	322
70	電気用品の適合性検査等	322
71	基準適合義務等	322
72	特定電気用品の適合性検査	322
73	表示	322
74	改善命令	322
75	表示の禁止	322
76	表示の禁止	322
77	販売等の制限	322
78	販売の制限	322
79	使用の制限	322
80	電気用品	322
81	特定電気用品	322
82	電気工事士等	323
83	電気工事士免許	324
84	免状の記載事項	324
85	免状の再交付	324
86	免状の書き換え	324
87	電気工事士法施行規則 重要条文抜粋	324
88	軽微な作業	324
89	電気工事業の業務の適正化に関する法律	325
90	目的	325
91	定義	325
92	登録等	325
93	登録	325
94	登録の申請	325
95	登録の実施	325
96	登録の拒否	325
97	登録証の交付	326
98	変更の届け出	326
99	廃止の届け出	326
100	登録証の再交付	326
101	登録の失効	326
102	登録の消除	326
103	自家用電気工事のみに係る電気工事業の開始の通知等	326
104	事業開始の延期等の勧告	326
105	省令への委任	326
106	業務	326
107	主任電気工事士の設置	326
108	主任電気工事士の業務等	327
109	電気工事士等でない者を電気工事の作業に従事させる事の禁止	327
110	電気工事を請け負わせることの制限	327
111	電気用品の使用の制限	327
112	器具の備え付け	327
113	標識の掲示	327
114	帳簿の備え付け等	327
115	電気事業の業務の適正化に関する法律施行規則	327
116	登録等	327
117	登録行政庁の変更と届け出	327
118	承継の届け出	327
119	登録事項の変更の届け出	327
120	廃止の届け出	327
121	登録証の再交付の申請	328
122	登録簿の謄本の甲府または閲覧の請求	328

123	通知	328
124	通知行政庁の変更の通知	328
125	通知事項の変更の通知	328
126	廃止の通知	328
127	業務	328
128	器具の備え付け	328
129	標識の掲示	328
130	帳簿	328
131	日本工業規格 構内電気設備の配線用図記号	329
132	適用範囲	329
133	配線	329
134	一般配線	329
135	電線の記号	329
136	管類の記号	330
137	バスタクト	332
138	合成樹脂線び	333
139	増設	333
140	撤去	333
141	機器	333
142	電灯・動力	334
143	照明器具	334
144	コンセント	336
145	点滅器	337
146	開閉器・計器	338
147	配電盤・分電盤等	340
148	警報・呼び出し・表示・ナースコール設備	340